

第3節 希少野生動植物の保護など生物多様性の確保

1 野生動植物の生息、生育状況調査【自然保護課】

豊かな自然環境を保全し、健全な生態系と生物多様性を確保することは、持続可能な社会を実現していくための重要なかぎとなります。しかし、本県でも、社会経済活動の進展により、都市化の進行や森林の減少、海岸や河川、湿地の開発などが進み野生生物の生息・生育環境は次第に脅かされてきました。また、里地里山の管理がなされなくなったことや、外来種が在来種を駆逐するなどによりメダカやゲンゴロウなどかつては身近に見られた動植物が著しく減少するなど、生物多様性を脅かす新たな現象が生じ、「新・生物多様性国家戦略」の中でも大きな課題とされています。

県では、生物多様性の確保等に資するため、これまで自然環境に関する各種の調査を実施してきました。その成果については、報告書のほか、ホームページ「みどりのデータバンク」を通じて公開しており、自然保護意識の向上や環境教育のために活用されることを期待しています。

(http://midori.eco.ain.pref.fukui.jp/gbank/G_index.html)

自然環境保全基礎調査

自然環境保全基礎調査は、「緑の国勢調査」とも呼ばれ、我が国における自然環境の現況および改変状況を把握し、自然環境保全の施策を推進するための基礎資料を整備することを目的として、環境省が自然環境保全法第4条の規定に基づき実施しています。

県では、昭和48年度以降、毎年、環境省の委託を受けて本調査を実施しており、平成14年度は哺乳類分布調査、平成15年度はメダカやゲンゴロウなど希少野生生物が集中して生息する里地里山を選定するため、県内の希少野生生物の生息状況に関する調査を実施しました。さらに、平成16年度は、本調査事業により、これまでに収集された生物分布情報等の整備などを実施しました。

レッドデータブックの作成

県では、本県の野生動植物の生息状況を評価し、絶滅のおそれのある種についての現状をとりまとめた「福井県レッドデータブック」を作成しており、平成13年度には「動物編」を平成15年度には「植物編」を発行しました。

「動物編」では、すでに野生の状態では絶滅したと考えられる「県域絶滅」をはじめ、絶滅の危険性の程度に応じて4区分に分類した合計371種の動物が掲載されています（表3-4-10）。

また、「植物編」においても同様の区分で分類したところ合計458種が選ばれました（表3-4-9）。本県の生物多様性を保全する観点から、これらの野生生物をどのように保護していくかが今後の課題となっています。



サギソウ（県域絶滅）



アベサンショウウオ（県絶滅危惧 A類）

表3-4-9 福井県レッドデータブック（植物編）

		県域絶滅	県域絶滅 危惧 類	県域絶滅 危惧 類	県域準 絶滅危惧	要注目	総 計
維管束植物	シダ植物	1	31	13	10	9	64
	種子植物	12	128	117	66	71	394
小 計		13	159	130	76	80	458
淡 水 藻 類			12		3	19	34
合 計		13	171	130	79	99	492

表3-4-10 福井県レッドデータブック（動物編）

	県域絶滅	県域絶滅 危惧 類	県域絶滅 危惧 類	県域準 絶滅危惧	要注目	総 計	県内で確認 されている種数
哺乳類	2		2	4	2	10	36
鳥 類	1	21	27	29	11	89	317
爬虫類		1	3		4	8	21
両生類		2	1	1	1	5	18
淡水魚類		8	17	7	1	33	98
昆虫類	2	34	34	34	78	182	7,862
陸産貝類	3	4	16	6		29	103
淡水産貝類	3	3	5	3	1	15	40
総 計	11	73	105	84	98	371	8,495

コラム

新・生物多様性国家戦略

1980年代にはアマゾンなどで熱帯雨林の破壊等が進み、膨大な量の生物を絶滅させたことから、地球上の生物種を保全するための国際的な対策が求められるようになりました。こうした動きを受けて、1992年、ブラジルで開かれた地球サミットで「生物多様性条約」が採択され、生物の多様性を遺伝子、種、生態系の3つのレベルでとらえ保全することの重要性が示されました。

日本は、翌1993年にこの条約に加盟し、1995年には生物多様性を保全する理念や基本方針を掲げた「生物多様性国家戦略」を策定しました。その後、環境意識の高まりや各省の環境保全に向けた取組みの進展など取り巻く環境が変化したことを受け、2002年に「新・生物多様性国家戦略」を策定しました。

2 地域と連携した希少野生生物の保全・活用【自然保護課】

日本の原風景ともいえる里地や里山は、国の4割を占め、農産物や薪炭の原料を生産・採取する場であるとともに、メダカやゲンゴロウ、ホタルなど多くの生き物の生息・生育環境になっていました。しかし、近年、農法の近代化や基盤整備により自然環境が変容したこと、さらに里地里山の利用価値が低下し、人の手が加わらなくなったことにより、多くの生き物が絶滅の危機に瀕しています。

このような状況の中で、越前市白山・坂口地区には、里地里山の原風景や自然環境が今も良好な状態で残されており、多くの希少野生生物の生息・生育が確認されています。県では、平成16年度、本地域の保全と活用を図るための総合的な計画「人とメダカの元気な里地づくりビジョン」を策定し、このビジョンに基づき、生物多様性の保全とすばらしい里地里山の自然を活用した地域の活性化の取組みを行っています。

具体的な取組みとしては、希少野生生物保全指導員の養成、地元の小中学校における希少野生生物保全活動（環境教育）への支援、エコツーリズム

の実施などによる里山の管理、放棄水田のピオトープ化、生き物の生息状況調査、水辺の生物多様性を低下させるアメリカザリガニの駆除など、さまざまな活動を地域住民や関係団体等と一体となって行っています。

その中でも、エコツーリズムをはじめとする地域外の人々との交流事業の推進は、地域の環境保全と地域活性化の新たな柱となり、ビジョンの目標である「人の交流と協働により人も生き物も元気になる里地里山を創る」ことにつながっていく取組みとなっています。

あわせて、当地域は、平成16年に、国が行う里地里山保全再生モデル事業の実施地区に選定されたことから、こうした活動とあわせて、国による保全と活用のモデル事業が展開される予定です。



地元小学校での環境学習

3 外来生物対策【自然保護課】

外来生物とは、もともとその地域に生息していなかったにもかかわらず、人間活動によって新たな地域に侵入してきた生物の総称です。外来生物には、農作物や家畜、ペットのように私たちの生活に欠かせない生物がいる一方で、それまでの地域特有の生態系を破壊したり、私たちの身体に危険を及ぼしたり、農林水産業被害を引き起こすなどの悪影響を及ぼす生物もいます。

そこで、国ではこれら外来生物の国内の分布をこれ以上拡げないために、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」を施行し規制を始めています。この法律により、特定外来生物に指定された生き物は飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入ができなくなりました。また国や地方自治体等は、既に野外に定着してしまっている特定外来生物を防除（捕獲）していくとされています。外来生物法の詳細については環境省のホームページをご覧ください。（URL <http://www.env.go.jp/nature/intro/>）

本県において、現在までに野外で生息が確認されている特定外来生物は、哺乳類ではアライグマ、ヌートリア、魚類ではオオクチバス、ブルーギルの計4種となっています。

アライグマは近年、目撃件数、捕獲件数が増加しており、農業被害や生活環境被害も報告されています。繁殖力の旺盛なアライグマは、そのまま放置すれば爆発的に生息数が増えるおそれがあります。このため、生息、被害状況の詳細な調査、

市町による早急な捕獲体制の整備が必要であると考えています。ヌートリアは、現在のところわずかに目撃情報があるだけです。オオクチバス、ブルーギルは、北潟湖や三方湖で外来生物法の施行に先立って防除（捕獲）を行ってきましたが、豊かな自然が残る里地里山のため池などでも新たに生息が確認され、生物多様性の保全への悪影響が懸念されるため、今後はこれら重要里地里山での防除（捕獲）が必要であると考えています。

現在、本県における特定外来生物の生息状況はまだ不明な点も多く、どのように生息状況を把握し、防除（捕獲）していくかが今後の課題となっています。



アライグマ

写真提供：(財)自然環境研究センター

4 外来魚対策【水産課】

外来魚とは、もともと日本に生息していなかった魚の総称ですが、中でもブラックバス（オオクチバス、コクチバスの総称）とブルーギルは、魚や魚卵を食べ、繁殖力の強さと環境適応力の高さから河川・湖の生態系や内水面漁業に大きな悪影響を及ぼすことが懸念されています。これらの外来魚は、主に釣りの対象魚として放流されたことにより分布域が全国に広げられたと考えられており、その生息域の拡大が深刻な問題になっています。

本県でも、オオクチバスやブルーギルが北潟湖

や三方湖周辺で確認されており、漁業者等による駆除が行われています。また、両湖以外でもこれらの外来魚の生息が確認されています。

県では、内水面漁業調整規則でブラックバスやブルーギルの移植を禁止するとともに、漁業者による駆除への助成を行ってきました。平成16年度からは、さらに外来魚の実態調査や効率的な駆除方法の確立、県民に対する啓発活動を含めた総合的な対策を講じることにより、ブラックバスやブルーギルの撲滅を目指しています。